

○議長 小田 武人君

3 番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

5 番、刀根でございます。質問通告書に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

件名、これはマスタープランに基づく内容でもございますが、元気な芦屋まちづくりに向けた取り組みについてというもので、要旨といたしましては、4 点ございます。

1 点目が総合振興計画における後期計画は、「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」をテーマとして、各分野において取り組んでいる。この中で大きな障害となっているのが、情報提供のあり方と自治区の未加入率が高いことが挙げられる。また、地域内における高齢化をいかに円滑に乗り切っていくかが、これからの施策いかににかかっているとと言えます。つきましては、次の事項についてお尋ねするものであります。

①さきに質問のあった個人情報の取り扱いにおいて自治体間に違いがあります。芦屋町においての事務、特に防災対策や福祉施策などを、この個人情報が地域ニーズとして非常に高いものがあるわけですが、円滑に進めていく方法をどのように考えているのかについてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、福祉課で地域に提供しています個人情報について、現状を説明申し上げます。

福祉課において提供しております情報は 2 つございます。1 つは、民生・児童委員へ提供しています 65 歳以上の高齢者の氏名・住所・年齢・性別・世帯主、配食サービスや緊急通報システム等利用しておられる福祉サービスなどを記載した高齢者名簿でございます。民生・児童委員によって高齢者を見守っていただくためには、これらの情報は不可欠であり、今後とも情報を更新しながら提供していく予定としております。

次に、防災対策として地域へ提供していますものが、平成 27 年度から自主防災組織または自治区へ提供しています避難行動要支援者名簿でございます。

この名簿を地域などへ提供した背景は、災害対策基本法が平成 25 年に改正され、市町村に地域への名簿提供などが義務づけられたためでございます。提供しております名簿の概要を説明しますと、要介護認定や障害者手帳をお持ちの方、あるいは独居の高齢者など、災害に備えて何らかの配慮が必要な方、約 1,200 人に対して、地域への情報提供に同意していただけるかの意向を調査し、同意いただいた方を避難行動要支援者名簿として作成し、お住まいの自主防災組織の会長または区長、民生・児童委員などへ提供しており、平成 28 年 6 月時点では 937 名の名簿登載者がおられます。

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

名簿には、氏名や生年月日などのほか、避難時に配慮しなければならない事項、緊急連絡先なども記載されております。また、地域の方々が個人情報 を適正に取り扱っていただくため、芦屋町個人情報保護審査会に個人情報の取り扱いや研修など一連の手続、個人情報保護などの対策を審査していただいた上で名簿の提供を行っております。

平常時から名簿を地域へ情報提供していることによって、高齢者などの見守り、急病を発症したときの緊急対応などに役立っているということも伺っています。

今後の地域への名簿提供につきましても、毎年情報を更新しながら行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

個人情報を主管しております総務課につきましては、住民情報等については、現在、提供していないという状況で、災害対策におきましては、福祉課のほうでこの災害対策基本法に基づいて出しているということが、今の現状になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

今、私、区長をやっておりますけれどもね、いろいろな、例えば、防災対策もしくは福祉の関係で説明がっております。その中では、実際の大君地区という格好の中に、実情を申し上げますと、約 30%弱の方が区に入って、70%強の方がですね、区に入っていないという実情がございます。同時に今、福祉課長のおっしゃった 937 名といったところについても、全員じゃないんですね。そのところの一部の方、いわゆる同意を受けた方の人数ということで、まだまだ隠れた部分が相当あります。実際に、これからの社会ということで、大きく変わってきつつあります。そうしたときには、やはりこういった内容についてはですね、個人情報というものは、その中間の世話をする方がないことには、なかなかいろいろなところでできないと。対応ができないということから、自分のところの地区の中で試しにやってもみたんですけども、なかなかそれがとれないというのが現状です。つきましては、今後の個人情報保護条例の利用及び提供ですね、その制限はどうなっているのかについてお尋ねします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

個人情報保護条例の利用の制限について、ちょっと御説明をいたします。利用及び提供の制限につきましては、条例の第 9 条「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」という形で、その場合として 6 点挙げられております。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に外部提供する場合において、事務に必要な限度で個人情報を使用し、かつ、当該個人情報を使用することについて相当な理由があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が芦屋町個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認められるとき。という形の中で定められております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

個人情報保護条例第 9 条第 4 号、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」を根拠に情報提供を自主防災組織にできないのか。K 市につきましてはですね、この内容を根拠として、住民情報を防災組織に提供しているようだが、芦屋町でも考えられませんか。以上についてお答えください。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

刀根議員が言われましたこの根拠をもとにして、古賀市のほうが情報を提供しているという形の中で聞いております。この情報提供の経緯につきましては、大規模災害発生時に、道路・電気・ガス・水道などのライフラインが寸断されるとともに、市内各地で多発する被害に対応するため、発生直後の公的な活動は著しく制限されます。そのため、一人でも多くの生命と財産を守るためには、各家庭における日ごろの備え、自助や近隣住民による地域活動の共助が必要です。

一方、都市化の進展化に伴い、隣に誰が住んでいるのかわからないほど地域のつながりが希薄

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

化している現状は、避難行動に支障を来たす恐れがあります。これらの課題を解決するため、古賀市では全世帯の住民情報を協定締結した自主防災組織に事前に提供をしているようでございます。提供している情報につきましては、住所、年齢、性別、世帯主の情報です。この情報を提供するために、古賀市世帯住民情報台帳の自主防災組織への提供に関する要綱を制定し、個人情報保護審査会に諮問を行い、答申と提供に際しては市民への事前周知を図ることを条件として、外部提供が認められております。

芦屋町においても、古賀市のように自主防災組織への提供に関する要綱を制定し、個人情報審査会への承認を得れば、可能ではないかと考えます。ただし、芦屋町でこのような要綱を制定するかについては、情報を保持しております住民課や情報提供を受ける自主防災組織と十分に協議を行い、自主防災組織がこのような情報が必要であるとの要望があれば、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

今、具体的にですね、自治体によってはですね、そういった住民の生命等を守る上でですね、情報提供しているといったところでございました。この情報っていうのは、非常に難しい分野がございましてはですね、この情報というものを適正に管理し、事務の推進に向けて今後どのような方針を持って進めていこうと考えておられますでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

情報の適正管理につきましては、条例に基づき、各所管課で新たな個人情報取扱事務を開始するときには、あらかじめ届け出を義務づけておりますし、個人情報を目的外または外部提供するときにも、届け出及び誓約書を取り、情報を適正に管理するようにしておりますし、内部でもきちんと個人情報の取り扱いについてはやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

仮にですね、今、問題として出されましたのが、防災組織という格好の中で出ています。この情報というのは、今後出てくる地域包括ケアとかそういったものに対してもですね、これは、実

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

は、大君地区の中で実際に起こったことなんですけども、区に加入されていない県営住宅の方がですね、やはり孤独死されているんです。そういった情報すら、一切、区に入っていないからということで、入っていない。最近、顔を見らんやったですね。といったところで、初めてわかってくる。ですから、やっぱり地域の中でそれを全体的に進めていくという形の中ではですね、この情報が一部の者じゃなくて、全体的にある程度それを、事業実施をやっていく方々に広がっていく。そうした場合に、仮に組織以外に情報提供をする場合、どのような対応を行っていったらいいのかということにつきまして、お答えいただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

外部に提供、自主防災組織等、もし提供する場合でしたら、きちんとやはり協定等締結し、災害時要支援者の名簿の提供とリンクするかと思いますけれど、やはり個人情報に関する取り扱いや、管理の仕方等々きちんと説明した上で、情報提供していくという形で、多くの方々に情報が漏れないような形で、こういう個人情報につきましても、災害に対して自主防災組織に配りますよという認識のもとで活用していただくという形で、していただきたいというふうに思っておりますし、台帳につきましても更新をするというときには、その台帳を返却していただいて、新たな台帳と差しかえていくというような形で、適正な管理をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

かなり、私も御質問していきながらですね、やはり、必要とするその情報については、ニーズが高いわけですから、そういったものができないんじゃないかと、どうしたらやってもらえるのか。そういったところも住民目線のところでね、考えて事務を進めていただきたいと思っておりますし、同時にそれを提供された側もですね、やはりそういった方々の研修を徹底的に理解さし、そしていみじくもそれが漏洩するようなことのないような対応をですね、その方々に指導していただければよろしいかと思っております。以上もちまして第一点目の部分につきましては、終わらせていただきます。

今回ですね、この質問をするところの部分で、何でかというところで、先ほども、松岡議員さんも一つの地域のニーズにという所の部分で、話をされました。聞きながらちょっと違和感があったので、私もちょっと調べさせていただきましてね。そして、これ実際に自治体間でやってい

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

るところもあるんだといったところで、一般質問させていただいております。前向きにですね、できるだけそういったことで不正が起こらないような対応というものを考えてまいりますので、ひとつよろしく、前に進めていただきたいと思います。

次にですね、2 点目、現在、社会変化ということで、特に芦屋町につきましては1, 161名の減少ですよという質問も、行政報告の中で、国勢調査の中でございました。やはり、人口減少策という格好の中で、住宅建設補助や家賃補助など7項目ぐらいのところですね、手を打っておらっしゃると思います。つきましてはですね、その効果と住宅政策として、町営住宅の建設を今回、後水のほうに予定32戸あるわけですが、この事務の進捗状況についてお尋ねいたします。

まず第一点、これ、1点、2点、というのがですね、絡んでおります。つきましては、平成27年度着手した住宅関係助成について、27年度、28年度、現在までの件数と金額。また、2点目が、空き家対策として27年度、28年度、現在までの件数と金額。これを1点としてお答えしていただけて結構でございます。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

まず、企画政策課の所管のほうで、戸建て住宅を取得された方に固定資産税相当額の商工会商品券を交付するという定住促進奨励金ですが、27年度は74件、483万3,000円を交付しております。28年度は現在申請を受け付け中のため数字的なものは紹介できませんが、当初予算ベースでは138件、827万4,000円の予算となっております。

効果的なものですが、少なくとも予算ベースでは約140世帯の定住につながったこと、奨励金相当額の税金、つまり自主財源がふえたということが挙げられるかと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 武谷久美子君

健康・こども課におきましては、平成27年4月より、芦屋町新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助制度をスタートいたしました。27年度の交付状況は、新婚世帯が13件の210万円、子育て世帯が5件の26万円となっております。また28年度分につきましては、年度分を一括交付いたしますので現在実績はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

地域づくり課では中古住宅解体後の新築住宅建築補助金がございます。これは、平成 27 年度の実績が 1 件で 90 万円、28 年度、現在までに 2 件で 180 万円です。それと、老朽危険家屋等の解体補助金につきましては、平成 27 年度が 10 件で 438 万 3,000 円、28 年度現在までが 13 件で 594 万 8,000 円。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

先ほどこの内容の部分についてはですね、そういった内容で取り組んで、約百四、五十件くらいのところでですね、定住促進を図っているという形になろうかと思えます。しかしながら、実質は、毎年 250 人ぐらい減少しているということを考えますと、こういった施策を展開しなければ、実際は 400 人弱は減っていくんだと。この傾向というのは、やはり団塊の世代というものが終わっていくまで、あと 20 年強ですね、以上は続いていくものと。そうした中で、いわゆる人口増加策とか、そういったところでやんなくちゃならないわけです。特に私がこの点で感じたのは、実際に各世帯間を回っていくときに、芦屋町って本当に空き家が多いね。高齢者が多いものですから、今まで例えば老老世帯であったものが、単身世帯に変わり、また、単身世帯の方が亡くなって、いわゆる子供さんのところで出て行ってということで、空き家になったといったところと合わせて、何と申しますかね、アパートというんですか、このアパートというのもですね、かなり古いところはもう全体の、そうですね、六、七割が空き家で、入っているのは数戸といったアパートがぼろぼろあります。そういった状況からですね、これは芦屋町の住宅政策として、これは本来的に、今、後水住宅として 32 戸、これはもう一つの建てていくとう計画ができておりますけれども。それからこの計画をずっと詰めていったスタートラインというのは、実は昭和 63 年度に町営住宅がもう建てかえできる年度に達しましたよと。じゃあどのような格好でやったらよろしいでしょうか、というところの部分で受け継いできて、そして今の浜口 8 街区にあるような緑ヶ丘というのが建ち、そして後水が建ち、全体数、いわゆるこれが郡内の中で極めて率が高いといったところからの発想ではないかと思うんです。

その原点というのは、やはり地域の中で地域活動ができる、そのためのところの部分で、これは以前のところなんですけど、昭和五十六、七年ぐらいだったと思うんですけどね、今までは老人単身とかいうのは入居できなかったんです。ところが人数がふえてきたものだから、法律を変えて限定入居という形の分の考え方を法改正しているんですよ。合わせて、やはり町営住宅というものが低所得の方で、しかも住宅困難な方というものに限って提供し得るといったところから、

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

一定戸数というのは、実はここの団地の流れについては1戸ですよ、後は世帯向けですよ。という位置づけが実はあったんですね。ところが、今その辺のところの部分で、ちょっと見えてきませんので、法改正があったかどうかわかりませんが。実はこの分を調べていくときに、公営住宅法というものをインターネットから打ち出してきました。久々読んだんですが、大きく変わった内容というのは、やはり災害対策とか難民の関係で法改正が大きく変わっています。それ以外のところ、取り扱いの部分については、いわゆる今まで第1種、第2種というのが分かれて建った。それが分かれて建つことによって地域がうまくいかなくなるよということで、混在型に認めたというふうな分野であると思うんです。これが見落としがあったらいけませんので、特に大きく変わった内容についてですね、お尋ねしていくことになるかと思いますが。

次の3点、町営住宅の建設における鶴松、後水住宅の現在の事務進捗状況についてお答えいただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

平成24年3月に策定した芦屋町町営住宅長寿命化計画にある、公営住宅等における建てかえ事業の実施方針に沿って進めております。

実施方針につきましては、老朽化が激しく、防災や耐震性などの面からも、早急な対応が必要な鶴松団地及び後水住宅を対象に統合建てかえを行うこと。建てかえ先は、後水住宅用地とし、公営住宅32戸とすること。既存入居者の一部は建てかえ住宅へ転居とすることなどとなっています。平成24年4月13日に行われた議会全員協議会にて、この長寿命化計画を配付し、報告、説明をさせていただいております。また、平成25年度に鶴松団地、後水住宅統合建てかえについて、住民説明会、住民の意向調査、仮入居等についての調査を行い、平成26年度、住民の移転、後水住宅解体に伴う実施設計。平成27年度、後水住宅解体工事、新団地の基本設計を実施しています。

今年度に入り、議会へ基本設計及び今後のスケジュールを報告説明させていただいており、現在、実施設計を行っている状況です。今後につきましては、29年度に工事着工、30年度に工事竣工、入居開始のスケジュールとなっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

今、御説明ございましたけども、この内容につきましてはですね、今度は後水の部分と鶴松の



平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

平屋建て住宅ですね、その辺の事務の進捗状況について、かいつまんで御説明願います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

後水住宅につきましては、平成 25 年度に後水住宅の統合建てかえについての住民説明会を行っております。その時に、内容といたしましては、現在、後水団地に入居中の皆様には、ほかの住宅への移転をお願いしますと。その後、新団地の入居を希望する方は新団地へ移転します。新団地の応募者が多数の場合は抽選となりますという説明をしております。

その後、鶴松団地のほうにもこの説明を行い、住民への移転の意向調査を行っております。後水住宅の団地の方につきましては、移転希望者が 19 世帯っております。それから鶴松団地のほうにつきましては、今現在 36 世帯あるんですが、あまり後水住宅のほうに移転する希望者が少なかったということになっておりますので、それを受けまして、32 戸あるんですが、後水住宅の 19 世帯が全て戻ってきても入居が可能となることがわかりましたので、後水住宅の方の移転交渉ですね、行う際には後水住宅のほうに希望があれば戻ってこれますよという説明をして、移転交渉を行って、全ての方が後水住宅から移転をされたことになっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

ちょっと幾分かその分と違う部分が、実は、今、聞きながらあったんだけど、それはもういいです。過去のことはね。ただ少なくともね、ここの公営住宅法上に、町営住宅というのは住宅の困窮者に対して、所得の一定の要件を満たした方について提供し得ますよといったところの考え方と、もう 1 点は一つの優先入居的なものという格好ではですね、ここで上がっているものは、基本的にはですね、母子世帯、その所得制限内にあるもの。もう 1 点は、老人単身か。単身世帯の部分についてもですね、認めているんですよ。ですけども、これはあくまでも限定した住宅ですよというものの考え方で、当初、説明の中でね、優先的にという考え方の部分はなかったはずなんですけど、それがいつの段階でその優先入居に変わっていったのか。そしてその根拠はこの公営住宅法上、町条例上の部分で、何条によってできていくのかっていうのか理解できないので、その辺のところをちょっと教えていただければいいかと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

今、言われた優先入居じゃなくて、建てかえ入居ということになります。これにつきましてはですね、芦屋町町営住宅設置及び管理条例第 6 条のところに「入居者資格の特例」という言葉がうたっています。案があります。第 6 条になります。それを読み上げます。「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町営住宅に入居の申込をした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。」この前条につきましては、入居者の資格のことをいっておりますので、これでその者については資格があるということになります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

まだちょっとよくわかんないんだけど、それがいわゆる建てかえの条件で優先的にそこに住みかえができるというふうに解釈できるんですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今のが入居者の資格のところになります。

次に言いますと、次の部分になりますね、どこに入るべきかという所。そこはうたわれておりませんので、そのため長寿命化計画によって建てかえ事業の実施方針を決めて、後水住宅の既存入居者が戻り入居ができ、鶴松団地の既存入居者は建てかえ住宅へ転居することができるよう定められています。ということになります。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

基本的にね、こここのところで考えているのは、住宅を建てていくというの中でもですね、この地域のところの部分を加味したところで限定入居という考え方が生まれてきたわけですね。その説明会の部分の中でもですね、基本的には、もうお宅は優先入居の住みかえで帰れるということを書いてないんですよ、実はね。そしてその上で、あくまでも抽選となりますよという言い方の部分しか捉えきってないんです。ですから、前入居者の部分についてはね、私はここを出るんだけど、ここ入りたいんだけど。という格好に出たときに、総戸数がそうじゃなかったものだから、これは抽選になりますよということで、それはそれでも妥当な措置だなということでお

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

伺っていました。ところが、いわゆる老人单身の方が今回聞いたところ 12 世帯ですね。そのところの分で、この今回 32 戸のうち、いわゆる狭い部屋と言うんですかね、部屋数はどのくらいあるんでしょう。広い部分の分については、どのくらいあるんでしょうか。32 戸のうち。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

すみません、ちょっと資料持って来てないんですけれども。狭い、広いで言えばですね、24 戸が狭くて、8 戸が広いという形になります。確か 3LDK と 3DK だったと思います。狭い方が 3DK と思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

老人単身世帯の場合は、先ほど言いましたように、限定入居というところですから、その狭い 3DK であったとしても、それは提供し得るんですかね。要は、町が位置づけすれば提供し得るかどうかという問題が出てきている。これはですね、やはり私はこの一つの法の精神ということで、あくまでも住民の方々が健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備しということで、これを住宅に共する場合に住宅困窮者に対しての定額所得者に対して、賃貸または貸すことができるですよというふうな形でしか読めないんです。既に、もう移転のところの分はですね、住宅困窮者というのはたくさんおらっしゃるわけだから、その中の同一、同線にあるのかなというふうな解釈しかとれないんですけど。これはまだ私も勉強不足がありますのでね、よく調べた上でやります。ただ、ここの住宅政策上の部分で見たときに、1つの枠の中に、老人単身世帯が集中して集まる。そうすると、それは自治活動的な部分、これは、自治活動の中には区の活動と自治会の活動というものがあるわけです。そういったものに対して、1つの政策的な部分という格好の中でですね、ここの団地については、この棟については何戸までが限界ですよということで限定して、指定していくという形になるわけですが。この辺については、今、どのような処理をされていますでしょうか。あわせて今の緑ヶ丘 8 街区に建った何といいますかね、緑ヶ丘住宅と言うんですか、そこのところで第一浜口、第二浜口ということで撤去されたときに、老人単身者というのが大体どの程度いて、そして何戸入っていますよというところがお答えできればお答えください。分からなければまた後日で結構でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今のお答えですけど、この要旨の④のところと一緒にような形で答えさせていただきます。

限定入居のことを言われていましたので、まず、限定入居ですが、従前も現在も単身、障害者向け等の家屋のことなんですが、限定入居として位置づけは、位置づけられておりません。限定入居につきましては平成 9 年の町営住宅法改正に伴い、これまでの第一種、第二種住宅の区分が廃止され、入居者の収入基準が月額 20 万円以下に統一され、限定入居の取り扱いがなくなったために廃止されています。限定入居とは単身者などに位置づけではなく、収入基準額のこと書かれていましたので、全く別物だと思われまます。

それでは単身者、障害者の件につきましては、町営住宅管理に関する内部規定及び事務要領にて定められております。この要領は昭和 57 年に施行され、平成 19 年に全部改正されています。改正前の要領では、単身者向け住宅として平屋住宅のうち 2K 住宅 157 戸、鶴松、高浜、浜口の団地が入居できる住宅として指定されていました。しかしながら、単身向けと限定することがかえって世帯入居希望者を制限することとなるため、単身でも世帯でもどちらでも受け付けられる住宅として単身入居可能住宅と改正されています。現在、単身入居可能住宅は、鶴松団地 57 戸、鶴松中層団地 B 棟の 16 戸、緑ヶ丘団地 1 棟、2 棟の 48 戸、山鹿団地 14 戸が指定されています。

次に、障害者についてですが、改正前の要領には何も記載はされておらず、特に対応はしていなかったようですが、現要領では、「当選者の中に高齢者又は障がい者世帯がある場合は、他人より優先して入居先を決定する場合があります。」と規定されています。また、新緑ヶ丘団地の 2 室を車椅子住宅として指定しており、一般募集とは別枠で応募を受け付けることになっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

これはまたもう 1 回、後でお尋ねしますので、現在いわゆる鶴松と後水という格好の中で、空き家というんですか、建てかえをやっていこうとしたときに、総戸数という格好の中で、後水は 24 戸だったんですが、鶴松は何戸だったんですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

鶴松団地、簡平という平屋住宅なんですが、戸数が 57 戸です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

そのために、現在いわゆる町営住宅というのをずっと募集してなかったと思うんですね。現在の空き家 24 戸と 57 戸の部分でどの程度の空き家を確保されて、その部分を移していったんでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

空き家の確保につきましては、緑ヶ丘団地の空き家が出た場合に公募を行わずに、この移転交渉する先の空き家としておりました。実際、ちょっと数字は持ってきておりませんが、移転された方が何人おるかがちょっとわかりませんが、多くの方は高齢の方がいらっしゃるのです。その条件として、1 階、2 階の低層階、もしくはエレベーターつきの団地を希望される方が多いです。そこに空き家があった場合に、まずそこに移転される、してもらえるかどうかの交渉を行い、交渉がうまくいけば、入居前整備を行って移転をしてもらっているのが今の現在でございます。先ほどの鶴松団地なんですけど 57 戸あるんですけど、今入られている方は全部で 36 世帯まだいらっしゃいます。ちょっと高浜団地のほうが数字がありませんのでわかりませんが、以上になります。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

問題はこの 36 戸のうちに、いつまでに退去をしてくださいというふうな勧告、これはどのようにとり決められて進められておりますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

実際には何年度までに出てくださいということはやってはおりません。決めてはおりません。今の計画上では。そのかわり空き家が今現在、行ってもらえるような空き家がないために、残っているのが現状です。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

じゃあ、出て行こうにも町営住宅に空き家がないということがというふうに聞こえたんだけど、

私がいわゆる、そういった空き家の部分については、回った時に町営住宅の空き家というのは、ぼろぼろあいているわけ。何でこんなにあいているのと聞いたら、これは移転のための空き家確保ですよ。そうすると、公募をかけていない期間というのがどの程度あるのかなといったところも、ちょっと引っかかかってきたんで、これは略略ですね、今後のところで、今回それを進めよったら時間がないので、この点についてはここで切らせてもらいます。

そして次のですね、ところの部分で、今度はもう一度この内容につきまして話をさせていただきますが、最後にこの内容の部分で町長にお尋ねしたいんですよ。やはり、一つの建てかえをやっていきますと。そこに一定の方が集中して来たときに、地域の活動というのは非常に疎外されてまいります。ですから、そこに住宅の政策的なものというのが考え方として必要で、ある程度戸数の制限とかこれ何戸までが全体の 2 割までがいいですよとか、そういった枠決めが必要だと思うんですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっとどのように答えていいのかちょっとあれなんですけど。結局、簡単に、シンプルに考えれば、あそこに後水住宅、もう老朽化で建てかえますよと。じゃあその方たちはどこかにお住まい、緑ヶ丘、今言われたように緑ヶ丘の第 5 棟とかそういうところにはもうあいていても、ちょっとそういう人たちの計画がもう前もってあるので、どうぞという形で仮住まいです。それをその方たちが希望の方はどうぞ。いやもう自分は帰らん、向こうに。そういうことをですね、制限ができるのかな。制限できないと思うんですよ。だからその辺の、言われようことが、私、今ずっと聞きよったけどあまりよく理解できなかったんです。何をその、申しわけないんですけど、何を言われんとされようのかというのがちょっと理解できなかったもので。ちょっとこういう答弁で申しわけないです。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

やはりですね、住宅問題というのは地域が活発に活動し得るかどうかという観点に立って、一応それが許容される範囲の中で、一応、例えば老人単身とか、そういったところにやらないと、一つに集中されるとですね、なかなか難しい問題が出てくるんですよ。

以前は一つの限定入居とか、そして、例えば災害時とかいう部分についてはですね、特例入居ということで、町長の権限でポンとやれるんだけど、基本的にそこに集中しない裁量と。これが平成 17 年の法改正でそういった判断がなくなったんですよとは言いながらですね、それは各

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

自治体のところで決定し得るわけで、住みかえをしたからといって、その方が住宅困窮者かという、もうすでに町営住宅から町営住宅に移っているわけですから。そうすると、その人はもう住宅困窮者やなくて、ここに入りたいですよといったところで、それをいわゆる公募が原則ですよ、住宅困窮者については、その中で多数の場合は抽選しますよ。という形にならざるを得ないと思うし、同時にその中で明らかに入居できない方、例えば病的な方もおらっしゃるでしょうし、そういった社会生活にそぐわない方、そんなのはもう入居させなくてもいいですよという格好の分は書いてあるんですよ。ですから、例えばもうこれは社会生活ができる方じゃないよという方についてはですね、何ぼそこに住んでいてそこにおろうとですね、入居させる必要がない。まあんな点を含めて、今後の、これがやっぱり一つの活力がある地域づくりという格好で、大事な要件ですから、もう少し時間をかけて次のところで話をさせていただきます。

次に第三点目に移らせていただきます。

芦屋町における農業、漁業、商業の振興等が町の雇用増大など活性化を進める上で原動力と考えるが、今後の方向性についてどのようにお考えでしょうか、ということで、（１）農業・漁業・商業者数の取引高の現状と後継者育成に向けた事業についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

まず、農業についてでございます。農業については、５年ごとに実施される農林業センサスの数値をもとに答弁させていただきます。直近では平成 27 年度に 64 戸、平成 22 年度は 76 戸となっており、取引高については農林業センサスでは把握できておりません。また、後継者育成については、国の制度である青年就農給付金というものがございます。これは、就農時、農業を始める年齢が 45 歳未満で経営が不安定な就農直後の 5 年間の所得を確保する目的とした制度でございます。年間最大 150 万円で 5 年間の給付がございまして、現在、芦屋町でも 1 名の方がこの給付金を受給されております。

次に、漁業について答弁いたします。数値については、漁協から報告された数値でございまして、芦屋支所の平成 28 年 1 月 1 日現在の正規組合員 26 名、準組合員数が 9 名、計 35 名で平成 27 年 1 月 1 日も同数でございます。次に、柏原支所の平成 28 年 1 月 1 日現在の正規組合員数は 21 名、準組合員数は 15 名、合計 36 名、27 年 1 月 1 日現在は、正規組合員数が 22 名、準組合員数が 14 名、合計 36 名、合計の数は変わっておりません。それぞれの売上実績でございますけれども、芦屋支所の平成 27 年度は 1 億 750 万円、平成 26 年度は 9,770 万円、柏原支所の平成 27 年度は 7,680 万円、平成 26 年度は 7,320 万円となっております。

漁業者の後継者育成については、国が実施する新規漁業就業者総合支援事業がございます。そ

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

の内容は、希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるように、就業準備時の資金の給付、それと漁業現場での研修や技術習得等の支援がございます。また、現在、芦屋町で取り組んでおりますサワラのブランド化を図ることで、サワラの消費拡大や魚価の安定が漁業所得の向上に期待でき、漁業者の雇用の安定にも寄与すると考えております。

商業者につきましては、商業統計調査の結果から答弁いたします。平成 26 年度の調査では、事業所数 92、従業員数 491 名、年間商品販売額 59 億 6,700 万円、その以前の平成 24 年の調査では、事業所数 110 事業所、従業員数 520 名、年間商品販売額 65 億 4,100 万円となっております。

商業者の後継者育成と申しますか、既存商業者に対して町では、空き店舗活用事業補助金、それと創業等促進支援事業補助金、それと制度融資やプレミアム商品券の発行支援等を実施しております。また、国においても、販路の拡大等に取り組む費用の 3 分の 2 を補助する小規模事業者持続化補助金制度等があり、商工会においても各種相談に応じて、商業者の支援等に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5 番 刀根 正幸君

今、数字で聞きましたところですね、やはり一つの漁業、農業ともに落ちているといった内容でございます。これがですね、実はことしの 2 月に行政視察に石垣島というところで、行ったときに、人、農地を結ぶ部分でですね、やはりうちのところは農地足りませんよと。その主な内容はですね、一つの 6 次産業という言い方をされていたんですが、いわゆる、もう販売するものを見つけて、そしてどんどんつくっていただく。それが全部収入になってくる。だから農地はもういくらあってもいいですよと。私はもう受け持ちますよと言って、農地が足りないくらいの活性化を見せているわけでございます。

同様に、そんなところの部分がやっぱり元気になってくれば、なるほどですね、今度は人を雇ってでもやってくるわけですし、雇用拡大等もですね、なってまいりますので、先ほどサワラのブランド化といったところを膨らまして、そしてその辺で、よりそれに従事している皆さんが暮らしていけるような態勢、それをつくっていくことがより活性化するもとかないというふうに思っております。これが一つの糸口でございますので、ぜひ成功させて、それから広げていくということも必要でしょうし、あわせて漁業の場合につきましてはですね、やはり、なかなか今、地球規模で環境が変わっております。ですから、やはり、育てる漁業というところも含めて取り組んでいただき、あわせて後継者育成もやっていただければと思います。



次に、自治区加入促進のための今後の方向性についてお尋ねいたします。

1 として、よその町では、ごみ処理や広報配付など自治区で行っているところが多ございます。また、前の一般質問から加入促進に向けた内容をですね、お尋ねし、そしてそれに対して、今後どのように進めていくのかというところがなかなか見えてこない。逆に自治区そのものに参加している方がまだ、頑張っている割に減っている状況であります。これは松岡議員もきょう朝の質問でおっしゃった内容でございます。つきましてはですね、これもどうもですね、情報化と含めまして、最初にそのできないといった意識のところ、それ、一番楽なものですからね、そう答えてあるのかもわかりませんが。現実そのところ、何とか加入していただき、協働型社会をつくっていかうとしたときに、これもまた大変に重要な内容でございます。検討した内容があれば、その内容についてお答えしていただきたいと思っております。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

自治区の加入促進というところで、現在、芦屋町では転入・転居者に対して、自治区加入の促進のチラシを配付したり、例年、転入者の多い3月下旬から4月上旬にかけては、役場内に特設ブースを設けて、転入者に対して自治区加入を促進する活動及び祭りあしや等での自治区加入促進特設ブースを設置して、住民の方に自治区の加入の呼びかけを行っております。また、全職員で取り組んでおります自治区担当職員制度のステップ2においても、自治区活動の実態と課題を理解し、自治区それぞれの将来的な地域のあり方を検討するために、自治区の方と職員と一緒に課題を拾い上げ、その解決方法について協議検討しております。ちょっと時間がかかりすぎるんじゃないかと松岡議員の御意見もございましたけれども、そういった取り組みの中で、最終的には自治区ごとの地域のあり方を見据えた計画を策定して、それを実践することで、それぞれの区の課題が解決するようになるのではないかとこのように考えております。

現在、このステップ2に8自治区で取り組んでおりますけれども、区の加入率や後継者不足を課題としている区ももちろんございますので、これらの課題の解決策と一緒に協議検討することも、支援になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

芦屋町の場合ではですね、自治区加入率がかなり低うございます。それを高めていくその手段の中にはですね、どうしても、例えばごみの問題とか、それが直接に当の生活、暮らしにかかわ

平成 28 年第 4 回定例会（刀根正幸議員一般質問）

るものですから、デメリットという格好になってまいります。そういったところの分も含めてですね、じゃあ芦屋町としてそれをどのような方向性を持っていこうかというところは、真剣にどのようにしたら自治区加入に加入していただけるのかといった方向性を持ってですね、今後進めていただきたいと思います。この点についてはもう足早に行きましたけども、今回ちょっとテーマをいろいろ挙げた関係上、駆け足の中で終らせていただきますが、次回のところでまたお尋ねしていきたいと思います。

以上を持ちまして一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。